

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、総務部長、農業革新支援部長」及び「、研究企画幹、副研究所長」を削る。

別表第一専決事項の欄十中「を命令すること」を「に關すること」に改める。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第一号専決事項の欄2中「若しくは」を「又は」に、「質問させること」を「質問させ、若しくは資料を提出させること」に改め、同表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第四十六条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同表環境管理事務所長の項第二号委任事務の欄中15を16とし、6から14までを7から15までとし、同欄5中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第六条第二項の規定に基づき、経過措置による指定地域特定施設の使用の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号専決事項の欄10中「第二十三条第六項」を「第二十三条第五項」に改め、同欄11中「第二十一条第三項」を「第二十二条第四項」に改め、同項第三号委任事務の欄30中「別表第六の四の項の下欄一号ニ又は二号ハ」を「別表第八の四の項の下欄第一号ニ又は第二号ホ」に改め、同欄30を同欄45とし、同欄29中「別表第六の一の項の下欄ロ」を「別表第八の一の項の下欄第一号ロ又は第二号ホ」に改め、同欄29を同欄44とし、同欄中28を36とし、その次に次のように加える。

37 施行規則第五十条第一項第三号の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に係る確認をすること。

38 施行規則第五十二条の五第一項の規定に基づき、施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受

理すること。

39 施行規則第五十二条の六第一項の規定に基づき、施行管理方針の変更の届出を受理すること。

40 施行規則第五十二条の六第二項の規定に基づき、施行管理方針の変更の届出を受理すること。

41 施行規則第五十二条の七第一項の規定に基づき、施行管理方針の廃止の届出を受理すること。

42 施行規則第五十二条の八第一項の規定に基づき、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すこと。

43 施行規則第五十九条の二第二項第三号イの規定に基づき、届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄27中「第四十三条第三号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）を「第四十三条第四号」に改め、同欄27を同欄35とし、同欄26中「第四十三条第二号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）を「第四十三条第三号」に改め、同欄26を同欄34とし、同欄中25を33とし、同欄24中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同欄24を同欄32とし、同欄中23を31とし、19から22までを27から30までとし、同欄18中「第二十条第六項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄18を同欄26とし、同欄中17を25とし、13から16までを21から24までとし、12を19とし、その次に次のように加える。

20 法第十二条第四項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中11を18とし、10を16とし、その次に次のように加える。

17 法第十二条第一項第一号の規定に基づき、環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄9中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること」を「汚染除去等計画を作成し、提出すべきことを指示すること及び提出された汚染除去等計画を受理すること」に改め、同欄9を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第七条第二項の規定に基づき、提出された汚染除去等計画を受理すること。

13 法第七条第三項の規定に基づき、提出された変更後の汚染除去等計画を受

理すること。

14 法第七条第五項の規定に基づき、同条第四項に規定する期間を短縮し、短縮後の期間を通知すること。

15 法第七条第九項の規定に基づき、実施措置を講じた旨の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中8を10とし、5から7までを7から9までとし、4の次に次のように加える。

5 法第三条第七項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

6 法第三条第八項の規定に基づき、汚染の状況の調査結果の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄21中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同欄21を同欄30とし、同欄20を29とし、同欄19中「第五条第十六号ロ」を「第五条第二十一号ロ」に改め、同欄19を同欄28とし、同欄18中「第五条第十五号ただし書」を「第五条第二十号ただし書」に改め、同欄18を同欄27とし、同欄中17を26とし、14から16までを23から25までとし、13を16とし、その次に次のように加える。

17 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十二条第九項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等した旨の通知を受理すること。

18 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十三条第三項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業に係る軽微な変更等の通知を受理すること。

19 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十三条第四項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業の休止若しくは廃止又は休止した事業の再開の通知を受理すること。

20 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十四条の規定に基づき、国等に対し、汚染土壌の処理の方法の変更等について協議を求めること。

21 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定に基づき、国等に対し、事業を停止することについて協議を求めること。

22 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十七条第二項の規定に基づき、国等に対し、汚染の除去等について協議を求めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中12を15

とし、6から11までを9から14までとし、同欄5中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「同条第一項の指示を受けた者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずること」を「同項に規定する者に対し、汚染除去等計画の変更を命ずること」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第七条第八項の規定に基づき、同条第七項の実施措置を講じていない者に対し、実施措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中3を4とし、その次に次のように加える。

5 法第七条第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第三条第八項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、汚染の状況について調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第六号委任事務の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第六条の二第二項の規定に基づき、特定事業者に係る届出をした者の地位の承継の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第六号専決事項の欄1中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同表秩父環境管理事務所長の項事務の種類「欄中「いう。」」の下に「及び」を加え、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中32を35とし、31を33とし、その次に次のように加える。

34 法第八十一条の三の規定に基づき、情報の提供、助言その他適切な措置を講ずること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中30を32とし、29を31とし、28を30とし、同欄27中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同欄27を同欄29とし、同欄中26を28とし、25を27とし、24を25とし、その次に次のように加える。

26 法第七十七条の二第一項の規定に基づき、急迫の場合等において資力があ

るにもかかわらず保護を受けた者からの徴収を決定すること。
別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中23を24とし、20から22までを21から23までとし、同欄19中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18中「第五十五条の五」

を「第五十五条の六」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17の次に次のように加える。

18 法第五十五条の五第一項の規定に基づき、被保護者であつて、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄1中「42」を「41」に改め、同欄中5を削り、6を5とし、7から42までを6から41までとし、同項第十四号委任事務の欄1中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄3中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄4中「第十六条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同欄5中「第十六条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同号専決事項の欄中「第十五条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同表保健所長の項第一号事務の種類の欄中「及び」を「、」に改め、「施行令」という。）の下に「及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

27 施行規則第九条の十五の二の規定に基づき、医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものと認めること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄15中「第十四条」を「第十三条」に改め、同項第三十一号事務の種類の欄中「いう。）」の下に「及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下この項において「改正省令」という。）」を加え、同号専決事項の欄に次のように加える。

6 改正省令附則第二条第六項の規定に基づき、喫煙可能室の設置に係る届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表病害虫防除所長の項第一号専決事項の欄1中「第八条第一項又は第二項」を「第十七条第一項」に改め、同欄2中「第十三条第一項又は第三項」を「第二十九条第一項又は第三項」に改める。

別表第二地方機関の表県営競技事務所長の項第一号事務の種類の欄中「昭和二十三年商工省令第二十八号」を「平成十四年経済産業省令第九十七号」に改め、同号専決事項の欄2中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同表農林振興センター所長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号専決事項の欄1中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同欄

10中「第十八条第十六項及び第十七項」を「第十八条第十七項及び第十八項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号事務の種類の欄中「特定農山村地形における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」を「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、同項第二十三号専決事項の欄中「第十七条の二十六第四項」を「第十七条の三十六第四項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十四号を第二十三号とし、同表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中88を90とし、77から87までを79から89までとし、76を77とし、その次に次のように加える。

78 法第七十二条の二第一項の規定に基づき、許可等を受けた者に対し、報告をさせ、又は職員に、当該許可等を受けた者の事務所等に立ち入り、検査させること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中75を76とし、72から74までを73から75までとし、71を削り、70を72とし、60から69までを62から71までとし、同欄59中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同欄59を同欄61とし、同欄58中「第四十八条の二十二第四項」を「第四十八条の二十五第四項」に改め、同欄58を同欄60とし、同欄57中「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第三項」に改め、同欄57を同欄59とし、同欄56中「第四十八条の二十二第二項」を「第四十八条の二十五第二項」に改め、同欄56を同欄58とし、同欄55中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同欄55を同欄57とし、同欄54中「第四十八条の二十四項」を「第四十八条の二十三第四項」に改め、同欄54を同欄56とし、同欄53中「第四十八条の二十三第三項」を「第四十八条の二十三第三項」に改め、同欄53を同欄55とし、同欄52中「第四十八条の二十二第二項」を「第四十八条の二十三第二項」に改め、同欄52を同欄54とし、同欄51中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同欄51を同欄53とし、同欄50中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改め、同欄50を同欄52とし、同欄49中「第四十八条の十八第二項」を「第四十八条の二十一第二項」に改め、同欄49を同欄51とし、同欄48中「第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十一第一項」に改め、同欄48を同欄50とし、同欄47中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同欄47を同欄49とし、同欄46を48とし、22から45までを24から47までとし、21を22とし、その次に次のように加える。

23 法第四十四条第六項（法第六十九条第二項、法第七十二条第二項、法第七

十五条第六項及び法第九十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損失の補償について協議すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中20を21とし、19を20とし、18の次に次のように加える。

19 法第三十九条の九の規定に基づき、道路占用者に対し、是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第三号委任事務の欄7中「第六十九条第二項」を「第四十四条第六項」に改め、同表建築安全センター所長の項第一号事務の種類欄中「及び」を「、」に改め、「（昭和四十四年建設省令第四十九号）」の下に「及び埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号。以下この項において「規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

28 規則第四条第一項第一号の規定に基づき、工事着手届出書を受理すること。

29 規則第四条第二項の規定に基づき、中間検査をすること。

30 規則第四条第三項の規定に基づき、中間検査依頼書を受理すること。

31 規則第十四条の規定に基づき、同条に規定する許可等の申請に係る申請取下書を受理すること。

32 規則第十五条の規定に基づき、工事取りやめ届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第三号事務の種類欄中「い。）」の下に「及び埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号。以下この項において「規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

5 規則第八条の規定に基づき、宅地造成工事廃止届出書を受理すること。

6 規則第九条の規定に基づき、地位承継届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中57を58とし、30から56までを31から57までとし、同欄29中「仮設建築物の許可をすること」を「仮設興行場等の建築を許可すること」に改め、同欄29を同欄30とし、同欄中28を29とし、14から27までを15から28までとし、同欄13中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 法第四十三条第二項第一号の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十号委任事務の欄6中「第二十一条」の下に「（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）」

を加え、同欄7中「第二十二条」の下に「(法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄13を同欄14とし、同欄中8から12までを9から13までとし、7の次に次のように加える。

8 法第二十二条の二第四項(同条第五項において読み替えて準用する法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、協定建築物の建築等及び維持保全の計画並びにその計画の変更を認定すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十号委任事務の欄に次のように加える。

15 法第五十三条第五項の規定に基づき、認定協定建築主等に対し、協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせること。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十八号委任事務の欄5中「第三条一条」を「第三十一条第一項」に改め、同欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第三十一条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する精神障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄39中「第八十六条の八第三項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄40中「第八十六条の八第四項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄41中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄42中「第八十六条の八第六項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄中58を60とし、43から57までを45から59までとし、42の次に次のように加える。

43 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、当該二以上の工事の全体計画が基準に適合すると認めること。

44 法第八十七条の三第五項の規定に基づき、建築物の用途を変更して期間を定めて興行場等として使用することを許可すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号専決事項の欄中7を8

とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

4 法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等について、その所有者等に対して維持保全に関し必要な指導及び助言を行うこと。

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号委任事務の欄に次のように加える。

4 法第二十五条の七の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄中6を12とし、5を11とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十五条の五第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

6 法第二十五条の八第一項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、期限を定めて器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告すること。

7 法第二十五条の八第二項の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかつた旨を公表すること。

8 法第二十五条の八第三項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

9 法第二十五条の九第一項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、特定施設に立ち入り、措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

10 法第二十五条の九第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成三十一年六月一日

二 第三条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

三 第四条の規定 平成三十一年七月一日